

第一日全体会テーマ

日本社会の民主的発展と部落問題研究

—成果と方法の継承・発展をめざして—

報告2 「社会調査からみた部落問題の解決過程」

石倉 康次(立命館大学)

「部落差別解消の推進に関する法律」が二〇一六年一二月に自民、公明の与党と民進党の賛成によって成立した。また「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」は二〇一六年六月に公布施行されている。いずれも理念法の性格がつよいが、前者の条文には「部落差別」の定義がない。二〇一三年に成立している「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、差別の規定が明確で「差別的な扱いの禁止」と「合理的配慮」を義務付けている。

このような「差別解消」に関する法律が相次いで成立していることは、一見社会の民主化の進展を示しているように見える。障害者差別禁止法に関しては障害者の権利条約批准と伴う対応が当事者団体から強く出されていた側面があり、妥当性は認められる。しかし、「部落差別解消の推進に関する法律」に関しては、これに反対する意見が関係団体の一部から出されている中で成立させられた。この背景には見解の異なる勢力の分断をはかる政治的意図が作用しており、法自体の正当性には疑問が残されている。ヘイトスピーチ対策法は、政治的右傾化に呼応する形ではびこってきた人権否定の動向を抑制する意義はある。このような今日の状況は、日本における、個人の尊厳にたいするリスペクトを基本にすえ、民主主義の価値を守り社会と人間についての理性的・科学的認識を

社会の常識として共有し、世代的に継承していくことが、なお重要な国民的課題であり続けているということを示していると考ええる。

さらに、「部落差別解消の推進に関する法律」への対応が分かれてしまった背景には、政治の介入と同時に、部落問題の特質と到達段階についての認識レベルに差異があると言える。本報告では、戦後日本の各地で実施されてきた、部落問題に関連した調査のデータを紹介しつつ、部落問題解決過程の進展過程と到達段階をたどることにしたい。解決過程には、戦後高度経済成長と同和対策事業の実施、および様々な教育実践等が前進的要因となっている。

そこで、まず、高度経済成長初期の特徴をとらえるために、和歌山県と埼玉県の調査を確認する。次に、高度経済成長がどのような変化をもたらしたかを、京都市内の地区で確認する。さらに、同和対策事業を経た後の変化を、都市部の例として大阪府と、農村部の例として広島県の地区をとりあげて確認する。

最後に、地区内外の結婚がひろがっているが、若い世代で「結婚差別」にぶつかって対応に困っている事例を問題にした社会学者の最近の研究を紹介し、部落問題解決の今日的到達点の把握の仕方についての問題点と課題について検討したい。